

## 第45回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和5年5月23日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 [地方裁判所委員会委員]  
相澤久子、江原健志、小林寛、高野善生、田中淳、田中哲郎、中村昌史、林一樹、廣田昌彦、室賀真喜男、山崎唯史（五十音順、敬称略）  
[説明者]  
地方裁判所刑事部部総括裁判官  
[事務局]  
地方裁判所刑事首席書記官、同刑事次席書記官、同刑事訟廷管理官、地方・家庭裁判所事務局長、地方裁判所事務局次長、家庭裁判所総務課長、同総務課課長補佐
- 4 テーマ  
裁判員制度を身近なものとするためには（参加意欲の向上、法教育の充実など）
- 5 議 事  
委員長が不在のため、委員長が選出されるまでの間、委員長代理である小林寛委員において議事を進行した。
  - (1) 地方裁判所委員会新任委員の自己紹介  
江原健志委員、廣田昌彦委員、山崎唯史委員
  - (2) 委員長の選出について  
江原健志委員が委員長に選出された。
  - (3) 委員長代理の選出について  
小林寛委員が委員長代理に選出された。
  - (4) 議事の進行について  
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士1名）による傍聴を承認した。

- (5) 裁判員制度を身近なものとするためには（参加意欲の向上、法教育の充実など）

[説明（長野地方裁判所刑事部部総括裁判官）]

説明後、長野地方裁判所第1号法廷を見学した。

- (6) 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長、○：委員、□：説明者、■事務局】

説明内容を踏まえ、次のとおり意見交換等がされた。

- ◎ それでは、各委員から御意見又は御質問を伺いたい。
- 以前のデータでは、裁判員候補者の辞退率が上がっていたり、裁判員選任手続期日の出席率が下がっていたと思われるが、現在はどのような傾向にあるか。また、長野県における前述した二つのデータは、全国から見てどのような特徴があるのかお聞きしたい。
- 正確な統計数値としてではないが、幾分か改善がみられるものの、全体的には下げ止まっているというのが実情かと思う。実務に携わっている実感として、おおむね、約70名の裁判員候補者に選任手続の通知を送付し、約20名前後の方にお越しいただいているというのが全国的な傾向ではないかと思われ、当庁においても同様の傾向である。
- 選任手続期日を欠席する理由について、来ていないので分からないとは思いますが、どのようなことがネックになっているのか、裁判所で分析されているか。
- 返送していただいた辞退理由で多い印象があるのは、仕事や家庭の事情、体調面の不安等である。返送していただけない方の具体的、個別的な事情については、思い当たるものがないが、辞退については、幅広く柔軟に対応している。
- 以前の委員会で裁判員裁判のお話を伺った際にも感じたが、非常に丁寧にやられていると思った。裁判官からの視点で、裁判員制度を導入して、改善された点や良くなった点について、教えていただきたい。

- 個人的な感覚ではあるが、大量の証拠書類が持ち込まれ、多数の証人尋問が長時間実施され、細部について延々と議論がなされるといった以前の精密司法は、国民の皆様から見て何が問題になっているのか、どのような議論がされているのかよく分からない面があり、例えて言うなら、専門家による専門家のための裁判という側面があったのではないかと思われる。裁判員裁判では、判断者に一般国民の皆様が加わるということをお前提として、法曹三者がその目線を意識しつつ議論をして争点を共有し、過不足なく分かりやすい証拠を提出し合い、しっかりかみ合った主張立証により、裁判がクリアで分かりやすいものとなり、ひいては、刑事裁判が国民の皆様のものになりつつあると言ってよいのではないかと感じている。それが裁判員裁判の導入によってもたらされた良い変化だと思っている。
- 裁判員の男女比率はいかがか。やはり男性が多いのか、女性も多くなっているのかお聞きしたい。
- 裁判員及び補充裁判員の構成は毎回バラバラである。女性が多いときもあれば男性が多いときもある。
- 先程、一例として、裁判員裁判の審理開始から判決までは一週間程度となる場合が多いというお話があったが、平日は連続して審理していくのか。また、期間が長くなれば裁判員裁判に参加できる方が少なくなるのではないか。
- 前者については、裁判員制度の趣旨として、連続して開廷するのが理想的であり、そのように努めてはいるが、当事者の都合等いろいろな要因があるので、状況に応じて文字どおりの連日開廷がかなわない場合もある。後者については、正にそのとおりであるので、なるべく多くの方に裁判員として参加していただけるように、できる限り法廷での集中審理を行い、集中した評議によって速やかに判決を行おうと努めている。
- 裁判員制度発足当時は、私の企業でも休暇制度を設けたり、様々なPRをしていたが、選任される人数が少ないため、社員の頭からは消えかけて

いるというのが現状のようである。先ほどの説明の中で、学生を中心とした広報活動を充実させていると伺ったが、大人の世代への広報活動も大事だと思っていて、そちらはどのように行われているのか。

□ 裁判員を経験していただいた方から、職場、学校や地域の集まり等への出前講義の依頼を受けて裁判官が出向くということはあるが、制度発足時のように各企業へ積極的に説明に伺っていたような広報活動は実施できておらず、課題の1つであると感じている。

◎ 長野において特化した広報活動等を行っているような実情はあるか。

■ 新型コロナウイルスの感染状況により、直接企業等に赴いての広報活動は難しくなったが、それ以前は、先ほど説明のあった裁判員経験者の企業に出向いてお話をさせていただいたり、企業の研修の一環で、法廷傍聴や見学に来ていただいた際に、裁判員制度の説明をさせていただくことは何度も実施している。

○ 例えば、成人の日に、成人に向けた広報をする等は、実施しやすいかと思った。

○ 令和4年4月1日から18歳以上が裁判員になる可能性があるとのことだったが、18歳の基準はいつか。高校生でも裁判員になる可能性があるのか。

□ 各市区町村から提出していただいた候補者名簿の調整の時点で、18歳以上の方が候補者となる。

○ 日本で裁判員制度がスタートして約15年ということであるが、諸外国ではどのような制度が運用されているのか。

□ イギリス、アメリカでは陪審制度により刑事裁判が行われている。国、法域によってかなりばらつきがあるが、基本的には、陪審制のもとでは、個々の事件ごとに陪審員が選任され、判決の内容、特に有罪か無罪かという事実認定の問題については、陪審員のみがその判断に当たる。また、ドイツの刑事裁判では参審制が採用されており、任期制の参審員が裁判官と

話し合って判決の内容を決めている。日本の裁判員制度は、両者の中間に位置するような制度とってよいかと思う。

- 裁判員裁判の控訴率は高いのか。
- 控訴率そのものの統計的な数値は持ち合わせていないが、私の実感としては、いずれにしても、控訴審である高等裁判所の裁判官は、裁判員裁判の判決結果を尊重している。誰が見てもおかしいというような判断でなければ、裁判員裁判の判決は国民の皆様に参加いただいた判断として尊重すべきであると考えており、そうした考え方こそ、裁判員制度の趣旨に沿うものと思っている。
- 以前、アメリカの陪審制度を見学したことがあるが、アメリカの陪審員は、裁判を受ける権利を血を流して獲得した経緯があるので、国民の義務として参加していたが、日本の裁判員制度は、そのような理解がないまま、上から与えられて嫌々参加しているようなところに大きな違いがあると感じた。
- 裁判官や職員の方に大学に来ていただいて、90分一コマの枠でお話してもらっているが、それを毎年継続することや、回数を増やしていくことは大事だと思う。また、裁判所のYouTubeを拝見したが、新しい動画をどんどん作ることによって、見る人も増えると思う。
- 若い人はSNSを利用して、インターネットに情報を多く上げているので、インターネットをどのようにして利用するかが大事であるが、裁判員裁判の守秘義務もあるので難しさもあると思う。
- 上記意見に同感であり、学生は、SNSやホームページを利用して情報を発信している。裁判員制度導入時、おそらく裁判所の方も考え方が変わったり変えたりしたと思われるが、裁判員が感じた魅力や感想ばかりでなく、本日のお話でもあったような、裁判所がこんな風変わった等、制度の価値をお知らせすることがとても大事なことだと思った。

## 6 次回議題

「民事事件における手続案内について（仮）」

7 次回期日

令和5年11月22日（水）午後3時